

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年12月、人事院規則が改正され、一般職の国家公務員（非常勤職員を含む）の休暇について不妊治療に係る通院等のための休暇が追加され、1暦年に5日、体外受精等の不妊治療を行う場合は、さらに5日を付与されることとなった。 ○ 山梨県及び当機構においては、既に同休暇が創設されているが、体外受精等の不妊治療に係る規定は設けられていない。 ○ 県では、令和4年3月、国に準じた改正を行うことから（4月1日施行予定）、当機構においても、県に準じて所要の改正を行う必要がある。 <p>2 改正内容</p> <p>（1）不妊治療休暇の期間を次のとおり改める。</p> <p style="margin-left: 40px;">6日以内 ↓ 6日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内</p> <p>（2）その他、所要の規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和4年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表（令和4年4月1日施行）

新		旧		
<p>第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。</p>		<p>第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。</p>		
職員	勤務時間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
中央病院救急医療局救急業務統括部及び高度救命救急センターに勤務する職員、医療局中央診療統括部リハビリテーション科に勤務する職員、医療局手術診療統括部臨床工学科に勤務する職員、中央病院看護局看護部	4週間に ついて 155時間 (ただし、休憩 時間を除 く。)	勤務時 間の割 振りは、理 事長が 定め る。	1時間と し、そ の割振 りは、理 事長が 定め る。	4週間に ついて 8 日と し、理 事長が 定め る。
中央病院	4週間に ついて 155時間 (ただし、休憩 時間を除 く。)	勤務時 間の割 振りは、理 事長が 定め る。	1時間と し、そ の割振 りは、理 事長が 定め る。	4週間に ついて 8 日と し、理 事長が 定め る。
医療局手術 診療統括部臨床 工学科に勤務す る職員、中央病 院看護局看護部 に勤務する職員 のうち副看護師	4週間に ついて 155時間 (ただし、休憩 時間を除 く。)	勤務時 間の割 振りは、理 事長が 定め る。	1時間と し、そ の割振 りは、理 事長が 定め る。	4週間に ついて 8 日と し、理 事長が 定め る。

(休暇期間の計算)

第21条 第15条に規定する休暇の日数及び期間の計算は、次の基準による。

- 1 年次有給休暇は、年度による。
- 2～3 略

(休暇期間の計算)

第21条 第15条に規定する休暇の日数及び期間の計算は、次の基準による。

- 1 年次有給休暇は、暦年による。
- 2～3 略

条例の概要

総務部人事課

<p>題 名</p>	<p>山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣 旨</p>	<p>一般職の国家公務員の休暇制度の改定等に鑑み、不妊治療休暇について所要の改正を行う必要がある。</p>
<p>内 容</p>	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年12月、人事院規則が改正され、一般職の国家公務員の休暇について不妊治療に係る通院等のための休暇が追加され、1暦年に5日、体外受精等の不妊治療を行う場合は、さらに5日を付与されることとなった。 ○ 本県においては、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例において既に同休暇が規定されているが、体外受精等の不妊治療に係る規定は設けられていない。 ○ このため、国に準じて不妊治療休暇について、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>不妊治療休暇の期間を次のとおり改める。</p> <p>6日以内</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>6日 <u>（不妊治療に係る通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）</u></p> <p>以内</p>
<p>施行期日</p>	<p>令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>留意点</p>	<p>なし</p>
<p>参考事項</p>	<p>なし</p>